

# 上山市議会会議録

第488回定例会

本会議最終日

(平成31年3月19日)

平成31年3月19日（火曜日） 午前10時 開議

~~~~~

### 議事日程第3号

平成31年3月19日（火曜日）午前10時 開議

（総務文教常任委員長報告）

- 日程第 1 議第16号 上山市課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議第17号 上山市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議第18号 上山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議第19号 上山市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議第25号 上山市学校施設使用条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議第26号 重要文化財旧尾形家住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議第27号 上山市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議第28号 上山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

（産業厚生常任委員長報告）

- 日程第 9 議第20号 上山市農業集落排水処理施設設置条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第21号 上山市立上山城条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第22号 上山市経塚斎場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第23号 上山市公共物の使用及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第24号 市有地への子育て世帯向け地域優良賃貸住宅の整備を促進する条例の制定について
- 日程第14 議第31号 市道路線の廃止及び認定について

（予算特別委員長報告）

- 日程第15 議第 7号 平成31年度上山市一般会計予算
- 日程第16 議第 8号 平成31年度上山市国民健康保険特別会計予算

- 日程第17 議第 9号 平成31年度上山市公共下水道事業特別会計予算  
 日程第18 議第10号 平成31年度上山市農業集落排水事業特別会計予算  
 日程第19 議第11号 平成31年度上山市介護保険特別会計予算  
 日程第20 議第12号 平成31年度上山市浄化槽事業特別会計予算  
 日程第21 議第13号 平成31年度上山市後期高齢者医療特別会計予算  
 日程第22 議第14号 平成31年度上山市産業団地整備事業特別会計予算  
 日程第23 議第15号 平成31年度上山市水道事業会計予算

(追加議案)

- 日程第24 議案第1号 上山市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について  
 (閉 会)

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

---

### 出 欠 席 議 員 氏 名

出席議員 (15人)

|     |     |     |    |     |     |      |    |
|-----|-----|-----|----|-----|-----|------|----|
| 1番  | 守 岡 | 等   | 議員 | 2番  | 井 上 | 学    | 議員 |
| 3番  | 中 川 | とみ子 | 議員 | 4番  | 高 橋 | 恒 男  | 議員 |
| 5番  | 谷 江 | 正 照 | 議員 | 6番  | 佐 藤 | 光 義  | 議員 |
| 7番  | 枝 松 | 直 樹 | 議員 | 8番  | 浦 山 | 文 一  | 議員 |
| 9番  | 坂 本 | 幸 一 | 議員 | 10番 | 大 沢 | 芳 朋  | 議員 |
| 11番 | 川 崎 | 朋 巳 | 議員 | 12番 | 棚 井 | 裕 一  | 議員 |
| 13番 | 尾 形 | みち子 | 議員 | 14番 | 長 澤 | 長右衛門 | 議員 |
| 15番 | 高 橋 | 義 明 | 議員 |     |     |      |    |

欠席議員 (0人)

---

### 説 明 の た め 出 席 し た 者

|                                          |                                        |
|------------------------------------------|----------------------------------------|
| 横 戸 長 兵 衛 市 長                            | 塚 田 哲 也 副 市 長                          |
| 金 沢 直 之 庶 務 課 長<br>(併)選挙管理委員会<br>事 務 局 長 | 富 士 英 樹 市 政 戦 略 課 長                    |
| 平 吹 義 浩 財 政 課 長                          | 舟 越 信 弘 税 務 課 長                        |
| 土 屋 光 博 市 民 生 活 課 長                      | 鈴 木 直 美 健 康 推 進 課 長                    |
| 鏡 裕 一 福 祉 事 務 所 長                        | 鈴 木 英 夫 商 工 課 長                        |
| 尾 形 俊 幸 観 光 課 長                          | 前 田 豊 孝 農 林 課 長<br>(併)農業委員会<br>事 務 局 長 |
| 漆 山 徹 農 業 夢 づ くり 課 長                     | 近 埜 伸 二 建 設 課 長                        |
| 秋 葉 和 浩 上 下 水 道 課 長                      | 武 田 浩 会 計 管 理 者<br>(兼)会計課長             |
| 佐 藤 浩 章 消 防 長                            | 古 山 茂 満 教 育 委 員 会 長                    |
| 井 上 咲 子 教 育 委 員 会 長                      | 遠 藤 靖 教 育 委 員 会 長                      |
| 齋 藤 智 子 教 育 委 員 会 長                      | 高 橋 秀 典 教 育 委 員 会 長                    |
| 板 垣 郁 子 選 挙 管 理 委 員 会 長                  | 花 谷 和 男 農 業 委 員 会 長                    |
| 大 和 啓 監 査 委 員                            | 渡 辺 る み 監 査 委 員 会 長                    |

---

**事 務 局 職 員 出 席 者**

|               |               |
|---------------|---------------|
| 佐 藤 毅 事 務 局 長 | 鈴 木 淳 一 副 主 幹 |
| 渡 邊 高 範 主 査   | 後 藤 彩 夏 主 任   |

~~~~~

**開 議**

○高橋義明議長 出席議員は定足数に達しておりますので、これより直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしております議事日程第3号によって進めます。

初めに、本日の議事運営について議会運営委

員長の報告を求めます。

議会運営委員長大沢芳朋議員。

[大沢芳朋議会運営委員長 登壇]

○大沢芳朋議会運営委員長 おはようございます。

去る3月14日、議会運営委員会を開き、本日の議事日程第3号を協議いたしました。その

結果について御報告申し上げます。

初めに、付託事件の審査結果の報告であります。総務文教及び産業厚生各常任委員長、続いて予算特別委員長の順に報告を願い、それぞれ議決することにいたしました。

最後に、議会案1件について提案理由の説明の後、委員会付託を省略して議決することとし、その後、今期定例会を閉会することにいたしました。

議事日程の詳細は、お手元に配付のとおりであります。

議員各位の御協力をよろしくお願い申し上げます。以上で報告を終わります。

○高橋義明議長 お諮りいたします。

本日の議事運営は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり進めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長報告のとおり進めることに決しました。

~~~~~

**日程第1 議第16号 上山市課設置条例の一部を改正する条例の制定について外7件**

(総務文教常任委員長報告)

○高橋義明議長 日程第1、議第16号から日程第8、議第28号まで計8件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長川崎朋巳議員。

〔川崎朋巳総務文教常任委員長 登壇〕

○川崎朋巳総務文教常任委員長 今期定例会において、総務文教常任委員会に付託されました議案8件について、審査いたしました経過並びに結果について御報告を申し上げます。

最初に、議第16号上山市課設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、福祉事務所を福祉課及び子ども子育て課に改編するとともに、農林課と農業夢づくり課を農林夢づくり課に統合するために提案されたものであります。

その内容は、子ども子育ての総合的な推進を図るため、福祉事務所を福祉課及び子ども子育て課に改編するとともに、福祉事務所の分掌事務であった社会福祉、障害者福祉、生活保護に関する業務を福祉課の分掌事務とし、少子化対策、児童福祉、母子福祉に関する業務を子ども子育て課の分掌事務とし、さらに、効率的な農林行政運営を図るため農林課と農業夢づくり課を統合し農林夢づくり課とするほか、条文の整理等を行うものであります。このほか、上山市福祉事務所設置条例については、市に設置義務のある福祉事務所の機能を福祉課及び子ども子育て課にあると定めるとともに、上山市民生事業協力員設置条例については、協力員の庶務を処理する課を福祉事務所から福祉課に改めるほか、上山市子ども・子育て会議設置条例については、子ども・子育て会議の庶務を処理する課を福祉事務所から子ども子育て課に改めるもので、平成31年4月1日から施行するとの説明であります。

委員会では、母子保健に関する業務の所管課についてただしたところ、母子保健に関する業務は平成31年4月1日から子ども子育て課が所管するとの答弁を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第17号上山市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、上山市施設貸付事業特別会計を廃止するため提案されたものであります。

その内容は、これまで「ニュートラックいいたて」及び「ニュートラック松山」に係る財産貸付収入を得るとともに、上山市施設貸付事業施設整備等基金を運用しながら「ニュートラックいいたて」の施設整備に係る起債償還を行ってまいりましたが、平成31年3月中に「ニュートラックいいたて」の施設の全部を処分するとともに、施設整備に係る起債償還も完了予定であるほか、「ニュートラック松山」に係る業務については僅少であり、一般会計で対応可能であることから、上山市施設貸付事業特別会計を廃止するとともに、上山市施設貸付事業施設整備等基金条例もあわせて廃止するもので、平成31年4月1日から施行するものであります。経過措置として、平成31年4月1日以降に未収入及び未支出があった場合、平成31年5月末日までに整理を行うとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第18号上山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い必要な改正を行うため提案されたものであります。

その内容は、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令に定められていた保証人の規定が削除されたことに伴い、災害援護資金の貸し付けを受ける際に保証人を立てることができるよう新たに定めるほか、貸付利率をこれまでの3%から3%以内で市長が定める率と改めるとともに、

保証人は災害援護資金の貸し付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第9条の違約金を包含すると定めるものであります。また、償還等について、これまで年賦償還としていたものを半年賦償還または月賦償還もできるよう改めるほか、条文の整理を行うもので、平成31年4月1日から施行するものであります。経過措置として、施行日以前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについては、なお従前の例によるとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第19号上山市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、消費税法の一部改正に伴い、必要な改正を行うため提案されたものであります。

その内容は、平成31年10月より消費税が10%に引き上げられることに伴い、行政財産の目的外使用に係る使用料についてもこれまでどおり消費税相当額の転嫁を行うもので、第8条第1項中「100分の108」とあるものを「100分の110」と改め、平成31年10月1日から施行するとの説明であります。

委員会では、消費税増税を使用料に転嫁させることは反対であるとの意見もあり、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第25号上山市学校施設使用条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、消費税法の一部改正に伴い、必要な改正を行うため提案されたものであります。

その内容は、これまでどおり消費税相当額を

転嫁するため、第1条の上山市学校施設使用条例の一部改正、第2条の上山市体育施設等使用条例の一部改正、第3条の上山市生涯学習センター設置条例の一部改正、第4条の上山市体育文化センター設置条例の一部改正及び第5条の上山市蔵王坊平アスリートヴィレッジ施設等設置条例の一部改正については、各条例の使用料を定める条項中、「100分の108」としていたものを「100分の110」に改めるものであります。

また、第6条の上山市蔵王坊平総合交流促進施設設置条例の一部改正については、別表の施設使用料、照明及び暖房使用料の表記を他の体育施設等と同様に税抜き表示とし、施設使用料については、1時間につき体験交流室は「1,080円」から「1,000円」に、直売所、研修室及び調理室は「210円」から「200円」に、照明使用料は「1,080円」から「1,000円」に、暖房使用料について、体験交流室は「1,620円」から「1,500円」に、直売所、研修室及び調理実習室は「105円」から「100円」に改めるほか、トレーニング室の使用料については、消費税法改正に係る改定を行わず、別表の施設使用料に係るトレーニング室に関する条項を削除し、新たにトレーニング室使用料として別表に追加するものであります。

このほか、使用料を別表に定める使用料から算定した額としていたものを、使用区分に応じ、別表に定める施設使用料、照明及び暖房使用料から算定した額に100分の110を乗じて得た額と改めるもので、平成31年10月1日から施行するとの説明を受け、本件は起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第26号重要文化財旧尾形家住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、消費税法の一部改正に伴い、必要な改正を行うため提案されたものであります。

その内容は、これまでどおり消費税相当額を転嫁するため、第1条の重要文化財旧尾形家住宅管理条例の一部改正において、観覧料を、大人は「210円」から「220円」に、団体の大人は「160円」から「170円」に改めるものであります。

第2条の上山市檜下宿脇本陣滝沢屋設置条例の一部改正については、入館料を、大人は「210円」から「220円」に、団体の大人は「160円」から「170円」に改めるものであります。

第3条の上山市武家屋敷設置条例の一部改正については、入館料を、大人は1人につき「210円」から「220円」に、団体の大人は1人につき「160円」から「170円」に改めるものであります。

第4条の上山市環翠亭設置条例の一部改正については、別表の使用料の表記を税抜き表示とするもので、午前は「1,080円」から「1,000円」に、午後は「1,290円」から「1,200円」に、全日は「2,370円」から「2,200円」に改めるものであります。また、これまで別表に掲げる使用料を前納することとしていたものを、別表に定める使用料に100分の110を乗じて得た額を使用許可の際に納付することに改めるものであります。

第5条の上山市公民館設置条例の一部改正及び第6条の春雨庵設置条例の一部改正については、各条例の使用料を定める条項中、「100分の108」としていたものを「100分の1

10」に改めるもので、平成31年10月1日から施行するとの説明であります。

委員会では、消費増税による入館料等の引き上げは反対であるとの意見もあり、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第27号上山市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、市民馬術場を廃止するため提案されたものであります。

その内容は、市民馬術場は市営上山競馬場乗用馬場として設置され、上山競馬廃止後は市民馬術場として管理運営されてきましたが、周辺環境の変化や、市民馬術場を利用してきた市内馬術団体等の解散、施設の老朽化等により市民馬術場を廃止することから、上山市体育施設条例別表の市民馬術場に関する条項を削除するほか、上山市体育施設等使用料条例の別表第1に定める市民馬術場に関する条項を削除するもので、平成31年4月1日から施行するとの説明であります。

委員会では、現地調査を行うなど、慎重に審査を行った結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議第28号上山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、自動火災報知設備の基準の見直し及び違反対象物の公表制度の新設を行うため提案されたものであります。

その内容は、これまで自動火災報知設備に関する基準について、消防法施行令の消防用設備等の規定に付加する基準として設けてきましたが、既存の建物の利活用の促進を図るため、防火対象物の属する建物について、延べ面積が1,000平方メートル以上の場合、消防用設備等

の設置対象としていたものを、防火対象物の面積のみを設置対象とするため、自動火災報知設備に関する基準を削除するほか、重大な消防法令違反のある建物について、利用者みずからが情報を入手し判断できるようにするとともに、建物の所有者等に防火安全業務の適正化及び消火用設備等の適正な設置を促すため公表制度を新設するものであります。公表の対象となる防火対象物は、観覧場、公会堂・集会場、遊戯場、カラオケボックス等、飲食店、物品販売業を営む店舗等、旅館・ホテル、病院・診療所、老人ホーム・障がい者支援施設、デイサービス等通所施設、保育園、幼稚園、特別支援学校、複合施設で、これらの特定用途部分を有するものであります。公表の対象となる消防法令違反の内容は、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備のいずれかが設置されていないと確認され、改善が認められない場合があります。公表する事項については、防火対象物の名称、所在地及び違反内容で、公表方法は市ホームページで公表するほか、その他必要な事項については上山市火災予防規則で定めるものであり、公布の日から施行するものであります。防火対象物の消防用設備等の状況の公表については、6カ月間の周知期間を設けるため、平成31年10月1日から施行するとの説明を受け、本件は起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○高橋義明議長 これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。



初めに、1番守岡等議員。

〔1番 守岡 等議員 登壇〕

○1番 守岡 等議員 議席番号1番、日本共産党議員団の守岡等です。

私は、議第19号上山市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第25号上山市学校施設使用条例等の一部を改正する条例の制定について、議第26号重要文化財旧尾形家住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定について、反対する立場で討論を行います。

その理由は、消費税増税に伴ってさまざまな利用料、手数料の引き上げが盛り込まれていることです。消費税増税は、消費を大きく冷え込ませ、我が国の経済をさらに厳しくさせるものです。さらに、さまざまな利用料、手数料の引き上げは、市民の暮らしだけでなく本市の観光など諸産業にも大きな影響を与えかねないものです。

こうしたことから、消費税増税に伴う条例の改正に反対するものです。

次に、議第28号上山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定に反対する立場で討論を行います。

これは、消防法で設置が義務づけられた自動火災報知設備等を中小旅館等が違反した場合には、ホームページで公表するというものです。宿泊客の安全を守ることは当然のことです。旅館経営者も重々そのことは理解しています。しかし、今回の条例改正案で示された設置義務のある屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備を整備するためには、数百万円の費用がかかり、観光客減少の中で必死の経営努力を行っている中小旅館の力量をはるかに上回るものです。中小旅館にとってはまさに死活

問題とも言うべき整備内容になっています。もし、こうした制度を唱えるならば、設備設置に対する助成制度なども考慮した中小旅館への支援策も、同時に行うべきではないでしょうか。

こうした理由から、議第28号議案に反対の立場を表明して討論とします。

○高橋義明議長 次に、4番高橋恒男議員。

〔4番 高橋恒男議員 登壇〕

○4番 高橋恒男議員 私は、上山市議会創志会の高橋恒男でございます。私は、今回の消費税率引き上げに伴い条例の一部を改正する条例に賛成の立場から討論を行います。

議第19号上山市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第25号上山市学校施設使用条例等の一部を改正する条例の制定について、議第26号重要文化財旧尾形家住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定についての3議案に、賛成の立場から討論を行うものであります。

消費税率の引き上げに伴い、使用料等に関連する条例を改正することは、受益者負担の観点から極めて適切な対応であります。こうした措置をとらなければ、消費税率引き上げ分が事実上市税などの一般財源から賄われることとなり、受益者のみならず市民全体に転嫁されることとなります。また、消費税率の是非を一地方公共団体の使用料等の根拠となるこれらの条例に関連づけることは、本来の議論の論点から外れるものと考えます。

以上のことから、各議案については賛成するものであります。

次に、議第28号上山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論を行うものであります。

違反対象物の公表制度については、建物の消

防法令違反による危険性を利用者に知らせ、安全を確保する情報公開の一環であります。これまでも、違反が是正されるよう、消防本部では複数回の行政指導を行い、今後も引き続き行政指導を行っていくとの説明でありました。また、消防用設備の設置の助成制度を設けることは、これまでに是正を図った事業者等との公平性に欠けるということも考慮する必要があります。

以上のことから、議第28号上山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定については賛成するものであります。

以上、議員各位の御賛同をお願いし、賛成討論といたします。

**○高橋義明議長** ほかに討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

採決は区分して行います。

初めに、議第16号議案、議第17号議案、議第18号議案及び議第27号議案の計4件について採決いたします。

総務文教常任委員長報告の議案4件は原案可決であります。総務文教常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○高橋義明議長** 御異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員長報告のとおり決しました。

次に、議第19号議案、議第25号議案、議第26号議案及び議第28号議案の計4件について採決いたします。

総務文教常任委員長報告の議案4件は原案可決であります。総務文教常任委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○高橋義明議長** 起立多数。

よって、総務文教常任委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

**日程第9 議第20号 上山市農業集落排水処理施設設置条例等の一部を改正する条例の制定について外5件**  
(産業厚生常任委員長報告)

**○高橋義明議長** 日程第9、議第20号から日程第14、議第31号まで計6件を一括議題といたします。

産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長枝松直樹議員。

〔枝松直樹産業厚生常任委員長 登壇〕

**○枝松直樹産業厚生常任委員長** 今期定例会において、産業厚生常任委員会に付託されました議案6件について、審査をいたしました経過並びに結果について御報告を申し上げます。

最初に、議第20号上山市農業集落排水処理施設設置条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、消費税法の一部改正に伴い、必要な改正を行うため提案されたものであります。

その内容は、平成31年10月より消費税率が8%から10%に改定されることに伴い、これまでどおり消費税相当額を転嫁するため、第1条の上山市農業集落排水処理施設設置条例の一部改正については、処理施設使用料を一般家庭の世帯員及びその他施設の換算人員とも1カ月1人につき「840円」から「850円」に改めるものであります。

第2条の上山市浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部改正については、使用料の月額を

5人槽は「3, 120円」から「3, 190円」に、以下、人槽区分ごとに改めるものであります。

第3条の上山市下水道条例の一部改正については、使用料の額を定める条項中、「100分の108」とあるものを「100分の110」に改めるものであります。

第4条の上山市水道給水条例の一部改正については、加入金、料金、共用栓使用者等の料金の計算を定める条項中、「100分の108」とあるものを「100分の110」に改め、平成31年10月1日から施行するものであります。

なお、第3条上山市下水道条例の一部改正及び第4条上山市水道給水条例の一部改正の経過措置として、10月検針分の使用料の額については、施行日前までの分も含まれることから、従前の例によるものとするとの説明であります。

委員会では、消費税増税に反対すべきとの意見もあり、起立採決の結果、賛成多数により、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第21号上山市立上山城条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、消費税法の一部改正に伴い、必要な改正を行うため提案されたものであります。

その内容は、これまでどおり消費税相当額を転嫁するため、第1条の上山市立上山城条例の一部改正については、入館料を大人「410円」から「420円」に、学生と20人以上の団体の大人を「360円」から「370円」に、団体の学生を「310円」から「320円」に改めるものであります。

第2条の上山市アビヤント・K設置条例の一部改正については、ふれあいホールの使用料を、

入場料を領収しない場合で、営利を目的としない場合は、1時間につき「210円」から「220円」に、営利を目的とする場合は1時間につき「2, 160円」から「2, 200円」に、入場料を領収する場合で、営利を目的としない場合は、1時間につき「3, 240円」から「3, 300円」に、営利を目的とする場合は1時間につき「4, 320円」から「4, 400円」に改めるものであります。

第3条のかみのやま温泉観光案内所設置条例の一部改正については、使用料を定める第8条中、「100分の108」とあるものを「100分の110」に改め、それぞれ平成31年10月1日から施行するとの説明であります。

委員会では、消費税増税に反対すべきとの意見もあり、起立採決の結果、賛成多数により、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第22号上山市経塚斎場条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、消費税法の一部改正に伴い、必要な改正を行うため提案されたものであります。

その内容は、これまでどおり消費税相当額を転嫁するため、待合室を式場として使用する場について、1室当たりの使用料を本市の住民は「1, 570円」から「1, 650円」に、本市以外の住民は「3, 870円」から「4, 050円」に改めるとともに、備考において、所定の2時間30分を超えて使用する場合は、1時間を超えるごとに加算する額を「630円」から「660円」に改めるもので、平成31年10月1日から施行するとの説明であります。

委員会では、消費税増税に反対すべきとの意見もあり、起立採決の結果、賛成多数により、

本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第23号上山市公共物の使用及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、消費税法の一部改正に伴い、必要な改正を行うため提案されたものであります。

その内容は、これまでどおり消費税相当額を転嫁するため、第1条の上山市公共物の使用及び管理に関する条例の一部改正については、使用料等の徴収を定める第9条第2項中、「100分の108」とあるものを「100分の110」に改めるものであります。

第2条の上山市道路占用料徴収条例の一部改正については、占用料の額を定める第2条第3項中、「100分の108」とあるものを「100分の110」と改めるものであります。

第3条の上山市都市公園条例の一部改正については、使用料を定める第9条第1項中、「100分の108」とあるものを「100分の110」に改めるもので、平成31年10月1日から施行するとの説明であります。

委員会では、消費税増税に反対すべきとの意見もあり、起立採決の結果、賛成多数により、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第24号市有地への子育て世帯向け地域優良賃貸住宅の整備を促進する条例の制定について御報告申し上げます。

本件は、市有地への子育て世帯向け地域優良賃貸住宅の整備を促進するため提案されたものであります。

その内容は、子育て世帯を対象として低廉で良質な住宅を供給するとともに、定住人口の増加及び中心市街地のにぎわい創出を図るため、

市有地への子育て世帯向け地域優良賃貸住宅の整備を促進することを目的に新たに条例で定めるもので、子育て世帯を対象とする地域優良賃貸住宅を整備及び運営しようとする事業者に対して、上山市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の定めにかかわらず、規則により市有地を無償で貸し付けることができるよう定めるほか、貸し付けの申請等や地位の継承、決定通知の取り消しなどを規定するもので、平成31年4月1日から施行するとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議第31号市道路線の廃止及び認定について申し上げます。

本件は、道路網の整備等に伴い、市道の路線を廃止及び認定する必要があるため、道路法の規定により提案されたものであります。

その内容は、廃止する2路線については、それぞれ終点の変更によるもので、認定する13路線に含まれており、東北中央自動車道整備に伴う廃止・認定が、小穴沢線、飽原線、認定が、金生5号線、金瓶1号線、小穴1号線、宮脇金生線、足ノ口3号線、足ノ口4号線、蔵王の森1号線、飯ノ森甲石線、飽原1号線、飽原2号線、飽原3号線であるとの説明であります。

委員会では、現地調査を行うなど慎重に審査を行った結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○高橋義明議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、2番井上学議員。

〔2番 井上 学議員 登壇〕

○2番 井上 学議員 議第20号上山市農業集落排水処理施設設置条例等の一部を改正する条例の制定について、議第21号上山市立上山城条例等の一部を改正する条例の制定について、議第22号上山市経塚斎場条例の一部を改正する条例の制定について、議第23号上山市公共物の使用及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、反対する立場から討論します。

反対理由とし、消費税増税に伴う公共料金等の引き上げについて、以下により実施すべきでないと考えからです。

第1に、実質賃金が伸びず、家計消費は低迷し、深刻な消費不況が続く中での消費税増税は、本市や日本経済にとって悪影響であり、10月からの消費税増税は中止すべきと考えます。政府は「賃金は上がった」と言いますが、上がったのは名目賃金であり、消費を左右する実質賃金は下がったままです。8%への増税での消費の落ち込みについても、回復していないと安倍首相は認めています。また、景気対策とされるものは、多くの国民と中小業者に混乱と負担を強いる複数税率の導入、富裕層を優遇し不正の温床となるポイント還元など問題があり、効果に疑問もあります。安倍首相は、経済の打撃を避けるため、「いただいたものを全てをお返しする」と発言しています。全て返すなら増税しなればよい。私はそう考えます。

第2に、保育料の無料化など、今回の増税により実施されますが、福祉を充実させる財源は消費税増税に頼らなくてもつくり出せます。大型ダムの建設などの不要不急の公共事業の見直し、米軍思いやり予算の廃止、原発推進予算の

大幅削減、政党助成金の廃止など、聖域のない無駄削減を行えば、3.5兆円の財源が生まれます。あわせて、証券優遇税制の廃止と譲渡益への課税強化、年収が1億円を超える富裕層に対する税率の見直しと富裕税の創設、大企業が中小企業並みの法人税を負担することなどで8兆円、合わせて10兆円を超える財源が確保されます。

この財源確保に加え、国民生活を豊かにし福祉を充実させていくための財源確保として、労働、中小企業、農林水産業、自然エネルギーなどの分野で国民の所得をふやす改革を実行し、経済を内需主導で健全な成長に乗せていくことができれば、所得税の増収にもつながり、安定財源になると考えます。そのためには、大企業の内部に蓄積された400兆円を超える内部留保の一部を日本経済に還流することにより、実現可能と考えます。

最後に消費税について、地方議会で論ずるべきでないという意見がありますが、消費税は市民に大きな影響を与えるものであり、地方議会で論ずることは重要と考えます。

以上のことから、消費税増税を前提とした条例改正は行うべきではないという立場を表明し、討論とします。

○高橋義明議長 次に、12番棚井裕一議員。

〔12番 棚井裕一議員 登壇〕

○12番 棚井裕一議員 議第20号上山市農業集落排水処理施設設置条例等の一部を改正する条例の制定について、議第21号上山市立上山城条例等の一部を改正する条例の制定について、議第22号上山市経塚斎場条例の一部を改正する条例の制定について、議第23号上山市公共物の使用及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての4議案に、賛成

の立場から討論を行うものであります。

公の施設の使用料等を規定しているこれらの条例について、消費税率の引き上げに伴い必要な改正を行うことは適切な対応であり、受益者負担の観点からも極めて自然なことであると言えます。消費税率の引き上げ分が市税などの一般財源のみから賄われることなく、受益者に適正に転嫁するため必要な措置であります。

また、消費税率の是非について、これらの条例の改正に関連づけるべきではないと考えます。

以上のことから、各議案については賛成するものであります。

以上、議員各位の御賛同をお願いし、賛成討論といたします。

**○高橋義明議長** ほかに討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

採決は区分して行います。

初めに、議第20号議案、議第21号議案、議第22号議案及び議第23号議案の計4件について採決いたします。

産業厚生常任委員長報告の議案4件は原案可決であります。産業厚生常任委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○高橋義明議長** 起立多数。

よって、産業厚生常任委員長報告のとおり決しました。

次に、議第24号議案及び議第31号議案の計2件について採決いたします。

産業厚生常任委員長報告の議案2件は原案可決であります。産業厚生常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○高橋義明議長** 御異議なしと認めます。

よって、産業厚生常任委員長報告のとおり決しました。

~~~~~  
**日程第15 議第7号 平成31年度  
度上山市一般会計予算  
外8件**

(予算特別委員長報告)

**○高橋義明議長** 日程第15、議第7号から日程第23、議第15号まで計9件を一括議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長中川とみ子議員。

〔中川とみ子予算特別委員長 登壇〕

**○中川とみ子予算特別委員長** 今期定例会において、予算特別委員会に付託されました予算関係議案15件のうち、平成31年度各会計予算9件について、3月6日から8日までの3日間にわたり慎重に審査いたしました。その結果について御報告申し上げます。

なお、全議員で構成する予算特別委員会でありますので、審査の状況、経過等については省略させていただき、後日、委員会記録により御承知いただきたいと存じますので、審査の結果のみ御報告申し上げます。

まず、平成31年度各会計予算につきましては、市長から施政方針及び新年度予算編成方針並びに提案理由の説明、さらに各課長等より詳細に説明を受け、審査を行ったところであります。

初めに、議第7号平成31年度上山市一般会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ141億円とするもので、「また来たくなるまち ずっと居たいまち ～クアオルト かみのやま

～」の実現に向け、子育て支援、企業誘致や雇用対策、空き家対策、安全安心なまちづくり等を行うため編成されたものであり、起立採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第8号平成31年度上山市国民健康保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ34億9,000万円とするものであり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第9号平成31年度上山市公共下水道事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億1,000万円とするものであり、起立採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第10号平成31年度上山市農業集落排水事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,800万円とするものであり、起立採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第11号平成31年度上山市介護保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ41億2,600万円とするものであり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第12号平成31年度上山市浄化槽事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,720万円とするものであり、起立採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第13号平成31年度上山市後期高齢者医療特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億3,200万円とするものであり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第14号平成31年度上山市産業団地整備事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億7,000万円とするものであり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議第15号平成31年度上山市水道事業会計予算は、収益的収入8億2,300万円、収益的支出8億400万円、資本的収入1億3,500万円、資本的支出3億9,800万円とするものでありますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億6,300万円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補填するものであり、起立採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○高橋義明議長 これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、1番守岡等議員。

〔1番 守岡 等議員 登壇〕

○1番 守岡 等議員 議席番号1番、日本共産党議員団の守岡等です。

私は、議第7号平成31年度上山市一般会計予算、議第9号平成31年度上山市公共下水道事業特別会計予算、議第10号平成31年度上山市農業集落排水事業特別会計予算、議第12号平成31年度上山市浄化槽事業特別会計予算、議第15号平成31年度上山市水道事業会計予算に反対する討論を行います。

まず、私が一般会計予算に反対するところは、4款衛生費の温泉健康施設事業費についてであ

ります。15億円の事業費が予想される温泉健康施設ですが、その収支計画が示されない中で、事業者募集、用地買収などを進めるのは、市民も納得しないし、将来の市政、財政運営に大きな影響を与えかねないからです。今、本市の財政状況は、財政収支比率が92.2%で非常に硬直化しており、自由に使える分はわずか7.8%しかないという状況です。このわずかな可処分部分については、市の喫緊の課題である少子高齢化対策、水道対策など、市民の命と暮らしに直結する部分における支出が最優先されるべきです。今後、人口減少が進み税収も減少していきます。そうした緊縮財政のもとで市民の福祉や暮らしを向上させるためには、これまで以上に効率的、健全な財政運営が求められます。

ことしの1月30日に、宮城県涌谷町が財政非常事態宣言を発令しました。涌谷町は本市と同様に、財政健全化判断比率の水準では問題ないという評価でしたが、人口減少による町税等の伸び悩み、社会保障費の大幅な増加などを背景に収支が悪化、不足の補填による財政調整基金の取りくずしが続き、このままでは2年後に底をつくという判断で財政非常事態宣言を発令したということです。涌谷町の財政分析に当たっては、健全化判断比率以外にキャッシュフロー分析指標を用いて、債務償還可能年数が17.8年であることを算出し、悪化の目安となる15年を上回ったことが、非常事態宣言を発令した理由となりました。

本市の債務償還可能年数は平成29年決算ベースで10.4年となっており、慎重な財政運営が求められています。私は市民の健康づくりに役立ち、医療費削減など高過ぎる国保税引き下げにも寄与するであろう温泉健康施設をはなから否定するものではありません。また、市民

がゆったりと利用できる公衆浴場も必要だと思います。だからこそ、この事業が市民に喜ばれ、将来的に安定した運営が図られるためにも、拙速な展開を図るのではなく、医療法人の協力と運営への参加も含め、将来的な事業展開を保証する確固たる財政計画、収支計画を作成し、そして市民に示し、多くの賛同を得られた段階で具体的な事業化を進めるべきだと考え、今度の予算に対しては反対の意を表明します。

次に、一般会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、浄化槽事業特別会計、上山市水道事業会計予算に反対する理由は、消費税増税に基づく市民の負担が計上されていることです。

質疑の中で市長も表明したように、消費税増税は消費を冷え込ませ、経済に大打撃を与えます。この間の市内の老舗旅館や商店の廃業が続く中で消費税増税は、この流れをさらに加速させ、市民の暮らしを直撃します。社会保障充実のためには消費税増税が必要だという議論がありますが、消費税制度の発足以来、社会保障制度は次々と後退してきており、社会保障充実の財源とはなり得ていません。

一方で、大企業の法人税や富裕層の所得税は引き下げられてきており、その穴埋め財源に消費税が充てられているといっても過言ではありません。もともと消費税は、ヨーロッパ諸国の例を見ても、ぜいたく品に課税する付加価値税が本来の姿であり、生活品は非課税、軽減税率が原則となっています。生活必需品も含め全てのものに課税する日本の消費税制度は、世界に例を見ない逆進性の強い、低所得者ほど影響が大きい制度であり、事あるごとに消費税を財源に増税を図る日本の財政は根本から変える必要があります。



こうしたことから、消費税増税を本市の使用料や手数料に反映させるのではなく、市民の命と暮らしを守るために消費税を転嫁させないことが必要だと考え、消費税増税に伴う利用料、手数料などの引き上げを計上する各予算に反対を表明して討論とします。

○高橋義明議長 次に、5番谷江正照議員。

〔5番 谷江正照議員 登壇〕

○5番 谷江正照議員 議第7号平成31年度上山市一般会計予算、議第9号平成31年度上山市公共下水道事業特別会計予算、議第10号平成31年度上山市農業集落排水事業特別会計予算、議第12号平成31年度上山市浄化槽事業特別会計予算、議第15号平成31年度上山市水道事業会計予算の5議案に賛成の立場から討論を行うものであります。

最初に、一般会計予算につきましては、本市の喫緊の課題である少子化対策として、待機児童の解消に向けた事業展開や病児保育事業の開始、乳幼児インフルエンザ予防接種費用の一部助成など、子育て支援を充実する内容であり、予算の実効性を確実なものとするため、組織の改編を含めて取り組んでいくとの説明を受けております。

また、温泉健康施設につきましては、第7次上山市振興計画において、市民の健康増進と交流人口の拡大を図る重要事業として位置づけられておりますが、財政運営との整合性を要することは言うまでもありません。議会としても大いに注目していかなければならない事項であります。施設本体の整備と運営内容の決定に当たっては、当局より十分な説明がなされるものと考えており、その際は、財政運営との整合性及び施設で実施される事業の内容について、しっかりと議会としてただしていくべきものであ

ります。

次に、一般会計を含む5つの会計において、使用料等の引き上げを計上していることについては、平成31年10月からの消費税率引き上げに伴う措置であり、極めて自然なことであります。こうした措置をとらなければ、消費税率引き上げ分が事実上市税などの一般財源から全て賄われることとなります。また、そもそも消費税率引き上げ自体の是非を予算案の賛否に持ち込むことは、いささか本来の議論、その本旨から外れるものと考えます。

このようなことから、予算案を速やかに可決し、市民の需要に応え、市民生活の安定と密接な関係がある平成31年度予算が適切に執行されることが最も重要なことであると考え、各議案に賛成するものであります。

以上、議員各位の御賛同をお願いし、賛成討論といたします。

○高橋義明議長 ほかに討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

採決は区分して行います。

初めに、議第7号議案、議第9号議案、議第10号議案、議第12号議案、議第15号議案の計5件について採決いたします。

予算特別委員長報告の議案5件は原案可決であります。予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋義明議長 起立多数。

よって、予算特別委員長報告のとおり決しました。

次に、議第8号議案、議第11号議案、議第13号議案、議第14号議案の計4件について採決いたします。

予算特別委員長報告の議案4件は、原案可決  
ありますが、予算特別委員長報告のとおり決  
することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、予算特別委員長報告のとおり決しま  
した。

~~~~~  
**日程第24 議案第1号 上山市  
議会委員会条例の一部  
を改正する条例の制定  
について**

○高橋義明議長 日程第24、議案第1号上  
山市議会委員会条例の一部を改正する条例の制  
定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。7番枝松直樹議  
員。

〔7番 枝松直樹議員 登壇〕

○7番 枝松直樹議員 議案第1号上山市議  
会委員会条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて提案理由の説明を申し上げます。

本件は、今期定例会に提案されました上山市  
課設置条例の一部改正に伴い提案するもので、  
その内容は、上山市議会委員会条例第2条の表  
中、産業厚生常任委員会の所管に福祉課、子ど  
も子育て課及び農林夢づくり課を加えるるとも  
に、福祉事務所、農林課及び農業夢づくり課を  
削除するもので、平成31年4月1日から施行  
するものであります。なお、改正内容はお手元  
に配付のとおりであります。

議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案理  
由の説明といたします。

○高橋義明議長 6番佐藤光義議員。

○6番 佐藤光義議員 この際、動議を提出い  
たします。

ただいま議題となっております議案第1号  
議案につきましては、会議規則第37条第3項  
の規定により、委員会の付託を省略されること  
を望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 ただいま6番佐藤光義議員か  
ら委員会の付託を省略されたいとの動議が提出  
され、所定の賛成者がありますので、動議は成  
立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませ  
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号議案については委員会  
の付託を省略されたいとの動議は可決されまし  
た。

これより質疑に入ります。質疑があれば発言  
を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認  
めます。

よって、採決いたします。

日程第24、議案第1号上山市議会委員会  
条例の一部を改正する条例の制定については、  
原案のとおり可決することに御異議ありませ  
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決す

ることに決しました。

最後にお諮りいたします。

今期定例会において議決されました議案の中で、条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決しました。

---

## 閉 会

○高橋義明議長 以上で今期定例会の日程の全部を終了いたしました。

これをもって第488回定例会を閉会いたします。

午前11時09分 閉 会

議 長 高 橋 義 明

會議録署名議員 枝 松 直 樹

同 上 坂 本 幸 一

同 上 佐 藤 光 義

